（中期目標管理法人の長くの再就職の届出の様式）

第九条　令第十六条第一項に規定する総務省令で定める様式は、別記様式第一とする。

２　令第十六条第二項の規定による届出は、別記様式第三による届出書によるものとする。

３　令第十六条第三項の規定による届出は、別記様式第四による届出書によるものとする。

（国立研究開発法人への準用）

第十条　第五条から前条までの規定は、国立研究開発法人について準用する。この場合において、これらの規定中「令」とあるのは「令第十八条において読み替えて準用する令」と、第八条中「様式第一」とあるのは「様式第五」と、前条第一項中「様式第二」とあるのは「様式第六」と、同条第二項中「様式第三」とあるのは「様式第七」と、同条第三項中「様式第四」とあるのは「様式第八」と読み替えるものとする。

（常勤職員数の報告）

第十一条　法第六十条第一項の規定による報告は、別記様式第九による常勤職員数報告書を提出して行うものとする。

附　則

１　この省令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

２　特定独立行政法人の常勤職員数の報告に関する省令（平成十三年総務省令第百八十一号）は、廃止する。

別記様式第一（第八条関係）

再就職者から法令等違反行為の要求又は依頼を受けた場合の届出

（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第50条の６関連）

平成　　年　　月　　日

中期目標管理法人の長　あて

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第50条の６の規定に基づき、下記のとおり届出をします。

この届出書の記載事項は、事実に相違ありません。

１　届出者

（ふりがな） 氏名	中期目標管理法人における地位

２　法令等違反行為の要求又は依頼をした再就職者の氏名等

（ふりがな） 氏名	法令等違反行為の要求又は依頼が行われた日時 平成　　年　　月　　日　　時
勤務先営利企業等の名称	勤務先営利企業等における再就職者の地位

３　法令等違反行為の要求又は依頼の内容

別記様式第二（第九条第一項関係）

在職中に再就職の約束をした場合の届出

（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第50条の７第１項関連）

平成　　年　　月　　日

中期目標管理法人の長　あて

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第50条の７第１項の規定により、次のとおり届け出ます。

１　（ふ　り　が　な） 氏　　名	
２　中期目標管理法人における地位	
３　再就職の約束をした日	平成　　年　　月　　日
４　離職予定日	平成　　年　　月　　日
５　再就職予定日	平成　　年　　月　　日
６　再就職先の名称	
７　再就職先の業務内容	
８　再就職先における地位	

別記様式第三（第九条第二項関係）

在職中に再就職の約束をした場合の届出に係る変更届出

（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第50条の７第１項関連）

平成　　年　　月　　日

中期目標管理法人の長　あて

氏名

平成　　年　　月　　日付けの独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第50条の７第１項の規定による届出について、次のとおり変更があったので、届け出ます。

中期目標管理法人における地位	変更前	
	変更後	
離　職　予　定　日	変更前	
	変更後	
再　就　職　予　定　日	変更前	
	変更後	